

関自旅二第5164号
平成29年11月20日

一般社団法人東京個人タクシー協会長 殿

関東運輸局自動車交通部長

東京国際空港における定額運賃に関する調査について

標記について、別添のとおり東京運輸支局長あて通知したので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。

関自旅二第5164号
平成29年11月20日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局自動車交通部長

東京国際空港における定額運賃に関する調査について

今般、東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。

定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。

そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、エリアを一部廃止する届出を提出した事業者に対して、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記による報告を求めることとしたので対応されたい。

なお、本件については、一般社団法人東京都個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 報告の対象となる事業者及び項目は、別添1、2によるものとする。
2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。
3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがある。

東運輸第1953号
平成29年11月27日

別添事業者（単名各通） あて

東京運輸支局長

道路運送法第94条第1項等の規定に基づく臨時の報告について

今般、貴殿より東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。

定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。

そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記により報告されたい。

記

1. 調査の対象となる項目は、別添様式によるものとする。
2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。
3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがあるので、連絡があった場合は、指示に従い帳票類を持参すること。

担当 東京運輸支局輸送担当 山口、五十嵐
住所 東京都品川区東大井1-12-17
TEL 03-3458-9233
FAX 03-3471-6320

(別紙)

改正	現行
<p data-bbox="846 284 1106 336">関自旅二第5164号 平成29年11月20日</p> <p data-bbox="141 387 376 414">東京運輸支局長 殿</p> <p data-bbox="752 464 1066 491">関東運輸局自動車交通部長</p> <p data-bbox="309 542 913 569">東京国際空港における定額運賃に関する調査について</p> <p data-bbox="114 620 1106 879">今般、東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。 定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。 そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、エリアを一部廃止する届出を提出した事業者に対して、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記による報告を求めるとしたので対応されたい。 なお、本件については、一般社団法人東京都個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p data-bbox="595 930 624 956">記</p> <ol data-bbox="147 1007 1099 1166" style="list-style-type: none">1. 報告の対象となる事業者及び項目は、別添1、2によるものとする。2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがある。 <p data-bbox="165 1214 790 1267">附則（令和2年4月20日 一部改正） 改正後の規定は、令和2年4月20日から適用する。</p>	<p data-bbox="1861 284 2121 336">関自旅二第5164号 平成29年11月20日</p> <p data-bbox="1158 387 1393 414">東京運輸支局長 殿</p> <p data-bbox="1771 464 2085 491">関東運輸局自動車交通部長</p> <p data-bbox="1323 542 1928 569">東京国際空港における定額運賃に関する調査について</p> <p data-bbox="1131 620 2123 879">今般、東京国際空港を定額運賃適用施設とした、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃（定額運賃）のエリアを一部廃止する届出が提出されたところである。 定額運賃適用施設について、旅客への案内が不十分である場合は、乗り場でのトラブルなど、道路運送法の目的である旅客利便の確保が阻害される恐れがある。 そこで、適用エリア以外の申込み状況やその際の旅客への対応方を調査するため、エリアを一部廃止する届出を提出した事業者に対して、道路運送法第94条第1項及び旅客自動車運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、下記による報告を求めるとしたので対応されたい。 なお、本件については、一般社団法人東京都個人タクシー協会あて、別添のとおり通知したので申し添える。</p> <p data-bbox="1610 930 1639 956">記</p> <ol data-bbox="1167 1007 2119 1166" style="list-style-type: none">1. 報告の対象となる事業者及び項目は、別添1、2によるものとする。2. 報告は東京運輸支局あてに、エリアの一部廃止をした月以降の実績を当面の間、翌月10日までに提出するものとする。3. 提出された報告書に基づき、別途調査を実施することがある。

